○国土交通省告示第八百六十一号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年八月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＭＦＸ	120843	だいとう	23. 7.13
８ＫＳＩ	126077	播州丸	23. 7. 7
ＪＢＫＬ	126590	第七十八隆昌丸	23. 7.26
ＪＢＯＫ	126662	第拾五正進丸	23. 7.15
ＪＢＶＡ	129819	ヰチレン　フェニックス	23. 7.28
ＪＭＯＳ	132649	第一勝栄丸	23. 7. 4
ＪＮＧＴ	136657	第八昭神丸	23. 7.27
ＪＰＡＨ	136928	第十八昭神丸	23. 7.27
ＪＰＮＴ	137104	第二十八昭神丸	23. 7.27
ＪＱＯＸ	133301	しんゆう	23. 7.29
ＪＤ2344	140439	磐梯丸	23. 7.21
ＪＤ2571	125610	第一〇一明星丸	23. 7.21
ＪＥ2726	125040	十和田丸	23. 7. 7
ＪＥ3045	132172	第三十一金榮丸	23. 7.19
ＪＥ3130	133344	安達太良丸	23. 7.29
ＪＧ4779	131092	つくばね	23. 7.15
ＪＧ4857	130290	第十八勇進丸	23. 7. 5
ＪＧ4927	131956	せきひかり	23. 7.29
ＪＧ5210	133865	第二ケミウェイ	23. 7. 1
ＪＨ2930	124366	第八十二良栄丸	23. 7.22
ＪＩ2787	115709	第７湖西丸	23. 7. 5
ＪＩ2924	119544	第二十八香若丸	23. 7.14
ＪＩ3199	126516	豊照	23. 7. 7
ＪＪ3135	118878	くるしま	23. 7.22
ＪＪ3593	130807	第八宝来丸	23. 7. 6
ＪＫ4681	127996	聖東丸	23. 7.21
ＪＫ4905	131790	松宝丸	23. 7.28
ＪＫ5305	134086	日昇丸	23. 7. 8
ＪＬ4976	125448	第二十八勇勝丸	23. 7.22
ＪＬ5490	129005	しんほう丸	23. 7.28
ＪＬ6091	132981	貴和丸	23. 7. 6
ＪＭ4135	120847	よね丸	23. 7. 8
ＪＭ4625	123218	第三くに丸	23. 7. 6
ＪＭ5819	130450	第三十八栄進丸	23. 7.11
ＪＭ6208	133543	隆邦丸	23. 7.12
ＪＭ6482	134593	大栄丸	23. 7.11

○国土交通省告示第八百六十二号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年八月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	昭和		
2958	58.11.11	126636	第十高幸丸
	平成		
5119	9. 4. 7	124672	第五十三海王丸
Ａ0311131	15. 1.16	127650	第八光洋丸
Ａ03111022	15.11.19	124423	第一一六亀福丸
Ａ0610137	18. 3.15	126419	第六十八花咲丸
Ａ07111321	19. 8. 6	133301	しんゆう
Ａ08111603	20. 1.21	102581	第十六躍進丸
Ａ0911135	21. 4. 7	126674	第七朝洋丸
Ａ09181356	21.12. 8	134873	第八幸栄丸

○国土交通省告示第八百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

第１　起業者の名称　東日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道常磐自動車道新設工事（福島県相馬市粟津字三斗蒔地内から同市小野字馬番沢地内まで、同市初野字払川地内から同市椎木字段ノ原地内まで、同県相馬郡新地町駒ケ嶺字鴻ノ巣地内から同町駒ケ嶺字赤柴地内まで、同町谷地小屋字南狼沢地内から同町大字真弓字原畑地内まで、同町大字福田字沢入地内から同町大字福田字舟輪沢地内まで、宮城県亘理郡山元町坂元字上小山地内から同町真庭字北鹿野地内まで、同町高瀬字西石山原地内から同町浅生原字上大沢地内まで及び同町山寺字谷原地内から同町小平字柳町地内まで）並びにこれに伴う町道及び普通河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県相馬市粟津字三斗蒔、字源蔵田及び字石ホロ、小野字馬番沢、初野字払川、字羽黒、字内沢、字西原及び字猪倉、大坪字山田及び字兎田、大野台二丁目、大野台一丁目並びに椎木字内沢及び字段ノ原地内

福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字鴻ノ巣、字赤柴前及び字赤柴、谷地小屋字南狼沢、字五郎四郎、字北狼沢及び字大清水、大字真弓字原畑、大字福田字沢入、字小山田及び字舟輪沢地内

宮城県亘理郡山元町坂元字上小山、字瀬賀美一、字瀬賀美二、字荷駄場三、字荷駄場四、字上原、字影倉五、字影倉四、字影倉三及び字影倉二、真庭字新田、字鹿野及び字北鹿野、高瀬字西石山原、浅生原字上宮前、字原及び字上大沢、山寺字谷原、字日向及び字赤坂、鷲足字中筋、字南中江、字眞魚板橋並びに小平字須崎、字谷地及び字柳町地内

２　使用の部分　宮城県亘理郡山元町坂元字上小山、字瀬賀美一及び字瀬賀美二並びに鷲足字中筋、字南中江及び字眞魚板橋地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県相馬市粟津字愛ノ沢地内の相馬インターチェンジ（仮称）から宮城県亘理郡山元町小平字柳町地内の山元インターチェンジまでの延長約23.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道常磐自動車道新設工事並びにこれに伴う町道及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道常磐自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道常磐自動車道（以下「本路線」という。）は、東京都練馬区を起点とし、柏市、水戸市、いわき市等を経て仙台市に至る延長約352㎞の路線である。

本路線が通過する福島県相馬市から宮城県亘理郡山元町までの地域（以下「本件地域」という。）は、工業団地が複数立地しているほか、かれい漁等の水産業が盛んな地域であり、工業品や水産物を関東地方、東北地方等に出荷している。

本件地域における物流等は自動車輸送に依存しており、主要幹線道路である一般国道６号は、重要港湾、工業団地等の物流拠点を結ぶ物流路線として利用されているが、相馬市等の既成市街地を通過することから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうしており、また、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により通行止めになるなど、主要幹線道路としての機能の低下がみられる状況にある。